

塩谷町告示第 55 号

塩谷町意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する訓令

令和6年3月26日

訓令第7号

塩谷町意思疎通支援事業実施要綱(平成18年塩谷町訓令第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
手話通訳者等に対する報償等		手話通訳者等に対する報償等	
1 報償		1 報償	
単位：円		単位：円	
時間	金額	時間	金額
1時間以内	1,500	1時間以内	1,500
1時間を越え2時間以内	3,000	1時間を <u>超え</u> 2時間以内	3,000
2時間を越え3時間以内	4,500	2時間を <u>超え</u> 3時間以内	4,500
3時間を超える場合	6,000	3時間を <u>超え</u> 4時間以内	6,000
		4時間を <u>超え</u> 5時間以内	7,500
		5時間を <u>超え</u> 6時間以内	9,000
		6時間を <u>超え</u> 7時間以内	10,500
2 活動時間		2 活動時間	

活動時間とは自宅を出発してから帰宅するまでの時間とする。

### 3 交通費

派遣に要する交通費は実費を支給するものとし、自家用車を利用した場合は1km毎に30円とする。

活動時間とは自宅を出発してから帰宅するまでの時間とする。

### 3 交通費

派遣に要する交通費は実費を支給するものとし、自家用車を利用した場合は1km毎に30円とする。

## 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。